

後期高齢者福祉医療（マル福）の助成内容

自立支援医療（精神通院）受給者の
指定医療機関での自己負担額を市が助成します

自立支援医療が適用されないものは助成対象外です

助成の受け方

指定医療機関にて負担された自己負担額を
支給します

申請場所 北名古屋市役所 国保医療課（西・東庁舎）
月～金曜日（祝日・閉庁日を除く）8：30～17：15

持ちもの ・領収証（原本 医療点数が記載されているもの）
・後期高齢者医療被保険者証
・通帳（振込先のわかるもの）

指定医療機関の受診について 指定医療機関へ受診する時は、
後期高齢者医療被保険者証と自立支援医療（精神通院）受給者
証をご提示ください

支払額について 保険診療点数をもとに計算しますので、自己
負担額（領収書の金額）と数円の誤差が生じる場合があります。

時効について 申請書の提出期限は、医療費を支払った日の翌
日から5年間です。

ご来庁が困難な方へ 郵送での申請も可能です。詳しくは北名
古屋市ホームページをご覧ください。当課までお問い合わせ
ください。

受給者証の更新

有効期限が切れる前に更新の手続きをしてください

有効期限：自立支援医療の有効期限と同日

※期限が切れる前にあらかじめ自立支援医療の更新を済ませ
てください。

その他

医療費の返還 資格喪失後に受給者証を使用して受診した場合
は医療費を市に返還していただきますので、当課までご連絡く
ださい。

受給者証の返却 転出など、受給者証の有効期間内で受給資格
を失った場合は、受給者証を返却してください。

後期高齢者福祉医療（精神通院）の資格を
取得された方へ

医療費助成制度の ご案内

～・～ ご協力ください ～・～

ジェネリック医薬品の利用

医療機関等で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）の2種類があります。医薬品の開発には長い時間と多くの費用がかかることから、新薬は一定期間特許に守られ販売されます。

これに対し、ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が切れたあとに、同じ成分を使って製造されるもので、効き目や安全性は確認され、一般的に価格が安くなっており、医療費を節約することができます。

ただし、使用している薬や症状によっては、まだ新薬しか発売されていない場合があります。

詳しくは医師や薬剤師にご相談ください。



北名古屋市
KITANAGOYA

市民健康部 国保医療課

所在地【西庁舎】

〒481-8531 北名古屋市長久保清水田 15 番地

所在地【東庁舎】

〒481-8501 北名古屋市長久保御檜 60 番地

電話番号

(0568) 22-1111 (代)

ファクシミリ

(0568) 24-0003

電子メール

kokuh@city.kitanagoya.lg.jp